言論

大電爭議の教訓

大阪電燈の爭議に衝撃を感じた大阪の資本家連は大阪工業會本部に會合して大電爭議の眞相調査を行ふこと及大阪土業加盟の資本家の團結を組織することを決議し、これが團體化を促進する爲めに愈活動を開始したとのことである。抑々今回の爭議は電業勞働組合から大電會社へ提出した十條ケ條の要求に端を發したもので、其の大部分は會社によつて承認せられたに拘らず要求の大眼目、要求中の要求と目せらるゝ(一)團體交渉權の承認(二)勞資功勞金分配內容の發表(三)犧牲被首者を出さゞるとの三件は拒絶若くは曖昧の形となつて事實上一先づ電業勞働組合の敗北に終つた。然るに其後騷動が大きくなり流血の慘事を見るに至つて形勢は俄然一變し田中警察部長の斡旋によつて兩者の間に覺書が交換せられ(一)此際復業を希望する者は全部復職せしむること(二)勞働爭件については勞働團體と交渉し組合員各自は一切交渉せざること等の條件の確保さるゝに至つたので茲に所謂圓滿なる解決に到達したのである

團體交渉權承認問題は去る四月足尾銅山の爭議に於ても其の大眼目を爲して居たが、足尾に於ては結局

會社は全日本坑夫總聯合會及全國坑夫組合の存在を認め會社の業務に障害を及ぼさざる範圍に於ける團體の發展維持を脅威し壓迫せんとする傾向のあつたのは反し、今回田中氏が兩者の間にあつて仲裁の勞を執つた、其心事は之を諒とすべきである。勿論仲裁者としては、警察部長に代ふるに內務部長を以てし、內務部長に代ふるに市長が知事を以てしたらば更に可つたであらうが、協調會は雜誌の編輯發行に忙はしくて到底こんな事にかゞづらはつては居られない)警察部長の仲裁必ずしも不可なりとはしない。斯る爭議の場合警官を指揮して勞働者を追ひ打擲し逮捕し監禁することが警察部長當然の職務であるかの如く考ふるが如きは笑れこそ大變な間違ひである

理は正に然りとするも力と勢ひとはまた別である。筆で或る警察署長が休職となつて植民地の會社が何かへ追ひやられたのは其管內に在るマツサージを檢擧した爲だと傳へられて居る。

損雜極まる行爲をなして長谷川中將の如きは何の不都合もない譯であるが、それに關係して居る者に世の所謂貴族富豪があると、轉もすれば意外の結果を招來することが往々にしてある。田中氏の所謂圓滿なる解決が今後如何になりゆくか又團體交渉權問題が今後我邦に於て如何に發展し行くかを、種々の意味に於ける種々の興味と緊張とを以て吾人は注目してゐよう。

二インターナショナルからも

賀陽宮御歸京

賀陽宮恒憲王同妃敏子兩殿下には伊勢神宮並に各山陵參拜の爲め御四下中の處二十二日午前八時東京驛着滯在にて京都より御歸京相成つた(東京電話)

大電勞働爭議

タツタ千圓で行悩む

殘された唯一つの問題

慰藉料五十圓宛を五十名に渡すか三十名に限るか

一、轉勤並に待命者は依願解雇者同樣の待遇をなす但し仍職を命じたる者の退職者は普通退職手當に依る

二、解雇者に給與す可き慰藉金を五十圓とす

と態度を決定したが午後一時に至つて復職した職工は安治川發電所に三十三名、春日出發電所に二十二名を見たゞけで此外本社へ直接ふて辭表を提出したと云ふ報知に對しては會社側は絶對に非認して第一辭表等は未だ社長の手に落されたる儘にて居るから(大阪)

所長等の辭職は嘘

會社側の非認

市川安治川、福谷春日出兩發電所長森機關長が今回の紛爭の責を負ひて辭表を提出したと云ふ報知に對しては會社側は絶對に非認して第一辭表等は未だ社長の手に落されたる儘にて居るから(大阪)

10,5.23 又新

大電の態度頗る強硬

第二第三の職首表も近い

大問

昨の大電は廿一日しても等に對する退職手當金方針を九時、改めて百五十名を論旨免職とし、同時に改めて百五十名を論旨免職とすべき慰藉表を提出したそして其他不穩の輩に出ては此分では第二第三の發表も遠きに非ずと云ふ(大阪)

大不平

硬論と軟論

石大臣が辭表を提出した最後の成敗が、市民の爲めに最近の責任を完ふして居るので愛着は缺缺して居る名目が充分淘汰あるこの爲に三千七百五十圓の慰勞金を支給する旨をも併せて發表した

右に

つき當局者は語る「會社では事業經營は遠くから此機會を以て不良分子を淘汰する事にしました今後も會社の事業の爲めに如何なる方針を採るかは明言出來ませぬが

必要

に應じては今後も事業經營を斷行する決心です」と頗る強硬な態度を示してゐるからだ(大阪)

簡ひ落された百五十

大電の態度頗る強硬

第二第三の職首表も近い

大問

昨の大電は廿一日しても等に對する退職手當金方針を九時、改めて百五十名を論旨免職とし、同時に改めて百五十名を論旨免職とすべき慰藉表も近い

大不平

硬論と軟論

石大臣が辭表を提出した最後の成敗が、市民の爲めに最近の責任を完ふして居るので愛着は缺缺して居る名目が充分淘汰あるこの爲に三千七百五十圓の慰勞金を支給する旨をも併せて發表した

右に

つき當局者は語る「會社では事業經營は遠くから此機會を以て不良分子を淘汰する事にしました今後も會社の事業の爲めに如何なる方針を採るかは明言出來ませぬが

必要

に應じては今後も事業經營を斷行する決心です」と頗る強硬な態度を示してゐるからだ(大阪)